

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|--|---------------|---|
| <p>四半期財務諸表の作成に当たり、実績主義と予測主義のいずれの立場を採用するか。</p> | <p>実績主義を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 10 年における中間連結財務諸表等作成基準の改訂に当たり、恣意的な判断の介入の余地や実行面での計算手続きの明確化などを理由として、予測主義よりも実績主義が望ましいとされた。 <p>①『中間財務諸表』を、中間会計期間を含む事業年度の業績の予測に資する情報を提供するものとして性格付けることもできるが、『中間財務諸表』及び『財務諸表』は、中間会計期間又は事業年度に係る企業集団又は企業の財政状態及び経営成績を明らかにすることにより、いずれも投資者に対して将来の業績の予測に資する情報を提供するものと性格付けることがむしろ適当と考えられること。</p> <p>②いずれの考え方を探る場合であっても、期間計算である限り、見積もりや予測に基づく測定は避けられないが、相対的にみて、「予測主義」による場合はより多くそのような測定に依存せざるを得ないため、恣意的な判断の介入の余地が大きいと考えられること。</p> <p>③中間連結財務諸表の導入に伴い多くの子会社等において新たに中間財務諸表を作成することが必要となるが、「実績主義」によれば、それを年</p> | <p>会計基準</p> | <p>(支持する意見のなかつた案) 予測主義を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該四半期を含む事業年度の業績の予測に資する情報を提供するという観点から、季節的変動による影響を平準化することができるよう、営業費用の繰延や繰上という特有の会計処理が認める必要がある。 特に、季節的変動のある業種の場合、季節的変動の影響が四半期の業績に大きく影響するため、厳密な実績主義を採用すると、投資家を誤った投資判断に導く可能性がある。 |

1－1 予測主義と実績主義

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|--|---------------|-----|
| | <p>度の財務諸表と同様の基準により作成することができ、計算手続が明確であるため、実行面で優れていると考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2000年9月に改定されたカナダ基準においても、予測主義の弊害を掲げ、実績主義が望ましいと判断している。 ● 季節的変動については、十分な定性的情報や前年同期比較を開示することにより、投資家を誤った判断に導く可能性は少ないと考えられる。 ● ASBJ の四半期開示ワーキング・グループでの議論において、予測主義を支持するものはいなかつた。 ● 昨年前半に ASBJ が行った市場関係者へのヒアリング結果において、作成者サイド（15社）も、事務的な容易さなどを理由として実績主義で行う会社が大部分（13社）であった。また、利用者サイド（10名）においても、予測主義は会社の恣意性が働く可能性があり、会社ごとにポリシーが異なると比較が困難になるなどを理由として実績主義が望ましいという意見が大部分であった（7人）。 ● 実績主義を採用しつつ、一部に弾力的な取り扱いを認めた場合には、解釈の仕方によっては、予測主義とそれほど違わないのではないかという意見もある。 | | |

1－1 予測主義と実績主義

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---------------------------|--|---------------|---|
| 実績主義を採用する場合、弾力的な取り扱いを認めるか | <p>(案1)</p> <p>実績主義を採用するが、弾力的取り扱いを認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループ報告において、「投資情報としての四半期財務諸表の重要性に十分、留意するとともに、四半期開示の適時性、迅速性を確保する観点から、一定の簡便法を採用するなど実務面でも十分な配慮が求められる。」という点が示されており、実績主義を採用しつつも、一定範囲内で簡便的処理を認められるべきであると考える。 四半期財務諸表特有の会計処理は、開示の迅速性だけでなく、経済的実態開示のために必要なものもあると考えられる。 カナダ基準は、実績主義に基づくとしつつも、四半期特有の会計処理として、後入先出法の特例処理や原価差異の繰延処理を定めている。 <p>(案2)</p> <p>厳密な実績主義を採用し、弾力的取り扱いは認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期財務諸表特有の会計処理は、予測主義に基づくものであり、厳密な実績主義においては認め | 会計基準 | (案1) でほぼ意見は一致したが、現行の中間連結財務諸表と同じ内容(案2)を支持する意見もあった。ただし、(案2)の支持者も、簡便な取扱いの内容を検討する中で判断するというものであった。 |

1-1 予測主義と実績主義

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|---|---------------|-----|
| | <p>られない。</p> <ul style="list-style-type: none">四半期財務諸表特有の会計処理を一部でも認める と、恣意的判断が介入する可能性が高いため、望 ましいものではない。 | | |

1－2 四半期会計基準の目的

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|---|---------------|--|
| <p>四半期会計基準の目的について、連結中間財務諸表作成基準の表現と同一でよいか。</p> | <p>(事務局文案)</p> <p>現行の中間財務諸表よりもより適時な開示が求められることを踏まえて、「本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び表示を定めることを目的とする。四半期財務諸表は、四半期に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関し、投資者その他の関係者に適時にかつ信頼しうる情報を提供するものでなければならない。」とすることはどうか。</p> <p>* 「適時かつ信頼しうる情報」とする提案理由</p> <p>金融審ディスクロ報告書では 45 日以内の公表を求めていることなどを勘案すると、中間財務諸表以上に速報性という点を意識した会計基準とする必要がある。</p> <p>また、四半期財務諸表で適切な投資判断を行うためには、「適時性」の観点だけではなく、企業の経済的実態を適切に反映した、「信頼に足る情報」であるという観点も重要であるので、明示する。</p> <p>なお、IAS 等でも同様な表現を使用している。</p> | <p>会計基準</p> | <p>意見としては、「信頼しうる情報」とは、どのような点をイメージしているのか、中間財務諸表作成基準の「有用な情報」という表現を変更する必要があるのかという指摘あり。</p> <p>文章表現については、引き続き検討する。</p> |

1－3 四半期財務報告書の構成

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|---|---------------|---|
| (連結) 損益計算書、(連結) 貸借対照表、(連結) キャッシュ・フロー計算書に加え、連結剰余金計算書(株主資本等変動計算書)を四半期財務諸表とするか。 | <p>(案1)</p> <p>四半期財務諸表の種類は、現行の中間財務諸表と同様にする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行の中間(連結)財務諸表では、(連結)損益計算書及び(連結)貸借対照表に加え、(連結)キャッシュ・フロー計算書や連結剰余金計算書も開示対象となっている。 • 基本的な財務諸表の一部の任意開示や開示除外は好みなものではない。 • 海外の会計基準(国際会計基準、カナダ基準)では、四半期連結剰余金計算書または四半期(連結)株主資本等変動計算書を四半期財務諸表としている。 • 東証上場会社において、自主開示ではあるが、四半期連結剰余金計算書を添付している会社は平成17年3月期第3四半期で433社(構成比30.8%)と増加傾向にあり、開示情報の信頼性確保の観点から、会計基準を手当てる必要がある。 <p>(案2)</p> <p>四半期財務諸表の種類としては、四半期(連結)損益計算書・四半期(連結)貸借対照表、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書とする。</p> <p>四半期連結剰余金計算書((連結)株主資本等変動計算</p> | 会計基準 | <p>(連結)株主資本等変動計算書の作成を求めるかどうかが争点である。</p> <p>利用者側の意見としては、①現在はあまり利用されていないが、四半期配当の実施などで今後はチェックする機会が増加する、②現状でも剰余金の変動もチェックしているので、(案1)を支持。</p> <p>作成者側の意見としては、手間はそれほどかかりないが、情報としての有用性や開示ニーズがあるのか疑問であり、(案2)を支持。</p> <p><検討のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者サイドで具体的にどのように利用するのか。 ➤ 情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるのか。 ➤ 会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。 ➤ 四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。 |

1-3 四半期財務報告書の構成

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|--|---------------|-----|
| | <p>書) の開示は任意（「開示が望ましい」）とする。</p> <p>なお、株主資本等に重要な変動があった場合には、四半期連結剰余金計算書（(連結) 株主資本等変動計算書）を開示している場合を除き、その旨及び主な変動事由を注記する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 四半期キャッシュ・フロー情報は投資者の情報ニーズはあるが、四半期連結剰余金計算書の情報ニーズは少ないと思われる。 • 金融審ディスクロ報告書では、四半期（連結）損益計算書・四半期（連結）貸借対照表に加え、四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書の開示が求められているが、四半期連結剰余金計算書には触れていない。 • 開示の迅速性の観点から、投資情報としてのニーズの少ないものの作成は行わないことにすべきである。 • 東証上場会社において、四半期連結剰余金計算書を添付している会社が存在することを考慮し、会計基準上は強制的ではない形で手当てる。 | | |

1－3 四半期財務報告書の構成

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|--|---------------|---|
| 金融審ディスクロ報告書では、連結財務諸表作成会社は、原則連結ベースでの開示を求めているが、会計基準としては個別財務諸表と連結財務諸表の会計基準を定める必要があるのか。 | 連結対象子会社が無く、個別財務諸表のみを開示する会社があることを踏まえ、連結財務諸表の基準をベースとしつつも、個別財務諸表の基準も定める。 | — | なお、四半期開示の重点は、連結財務諸表であるという確認もあった。 |
| 四半期連結財務諸表の作成手続きを四半期会計基準の中で明示するか。 | 四半期連結会計基準の中に、現行の中間連結財務諸表作成基準と同様、「四半期連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した四半期財務諸表を基礎として作成しなければならない」という文言を設ける。 | 会計基準 | <p>＜検討のポイント＞</p> <p>➤ 「四半期財務諸表を基礎として」という表現でよいか。</p> |
| 四半期会計基準の中に、連結財務諸表作成会社は、個別財務諸表の作成・公表は必要ないと定めるべきか。 | <p>金融審ディスクロ報告書を踏まえると、連結財務諸表作成会社が個別財務諸表の開示を必要となるかどうか（特に第二四半期）は、投資者の情報ニーズを踏まえて最終的に検討することとなると思われる。その際、セグメント情報の充実や四半期のタイムリーな開示のほか、非財務情報の内容なども含めて総合的な判断となると考えられる。</p> <p>したがって、連結財務諸表作成会社における個別財務諸表の開示の要否は、開示情報の制度設計に関わる話であるため、四半期会計基準を検討するASBJの守備範囲を超るものであると考える。</p> | — | <p>これに関連した意見は、以下のとおりである。</p> <p>利用者側の意見としては、個別財務諸表の必要性は連結財務諸表＋セグメント情報とのトレード・オフという指摘があった。</p> <p>作成者側の意見としては、①連単倍率の上昇で、個別財務諸表についてのヒアリングはなく、②純粹持ち株会社では単体情報を開示する意味もない、という指摘あり。</p> |

1-4 四半期財務諸表の表示方法

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|--|---------------|-----|
| 四半期財務諸表の表示方法は、現在の中間連結財務諸表作成基準と同じような規定を設けることによいか。 | (現行の中間連結財務諸表作成基準の表現と同様とする。) 財務諸表利用者の時系列比較分析を損なわない範囲で、表示科目を集約できることとする。 具体的には、「四半期連結財務諸表の表示方法は、連結財務諸表に準じる。ただし、資産、負債、資本、収益及び費用等の科目は、四半期会計期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに関する利害関係者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる」こととする。 | 会計基準 | |

1-5 開示対象期間

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|---|---------------|--|
| 四半期損益計算書等のフロー情報について、期首からの累計情報に加えて、当該四半期の情報の開示を求めるのか。 | <p>(案1) フロー情報もすべて累計のみ開示 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキング・グループや昨年行ったヒアリング結果での作成者サイドの大多数の意見である。 ・ 業績見通しの進捗度合を把握する。 ・ 業績管理を年度単位で行っている所が多い。 ・ 四半期単位では納期ズレ等により四半期売上高や利益が前年同期と比較して大きく変動した場合、ミスリードする虞がある。 <p>(案2) フロー情報のうち、四半期損益計算書のみ各四半期（3か月間）、年初からの累計、前年同期を開示 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキング・グループや昨年行ったヒアリング結果での投資者サイドの情報ニーズを踏まえたものである。 ・ 業績見通しの進捗度合の把握に加え、収益動向の変化点を把握するためには、前年同期分析と累計分析の両方が必要である。 ・ 四半期別利益を開示すれば、年次利益をよりも正 | 会計基準 | <p>損益計算書で3か月間の情報を開示するかどうかが争点である。</p> <p>なお、カナダ基準が採用している案（すべてのフロー情報は、3か期間、年初からの累計、前年同期を開示）がよいという意見はなかったので、案1と案2を検討していくこととする。</p> <p>作成者側の意見としては、各四半期（3か月間）の情報となると半期単位での取引慣行やデータ収集の見直しが必要であり、分析にも手間がかかるので、案1を支持するものが多い。なお、「3か月間のみの開示」を積み上げていく形でよいのではないかという意見もあった。</p> <p>利用者側の意見としては、企業業績を予想するにあたり、収益の変化点を把握するため、各四半期の決算が明らかになった方がよいので、2案を支持。</p> <p>委員会の審議（11月8日）では、「企業の決算手続きのあり方をまず検討する必要がある。」という意見があった。</p> |

1-5 開示対象期間

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|---|---------------|---|
| | <p>確に次年度利益を予測できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期売上高や利益が前年同期と比較して大きく変動した場合、累計情報だけではミスリードする虞がある。 ・ 海外の基準では、少なくとも利益情報については、3か月間の情報も開示している。 | | <p>＜検討のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者サイドでは、3か月情報を具体的にどのように利用するのか。 ➢ 情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるのか。 ➢ 会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。 ➢ 3か月間の情報作成には困難を要するのか。 |
| (派生論点) 3か月間の情報開示を求める場合、第4四半期の開示も行う必要があるのか。 | (事務局案) 3か月間の情報の連続性という点では開示が必要であるという意見もあるが、年度財務諸表上で開示（注記情報）を求めるかどうかということになる。これは、開示情報の制度設計に関わる話であるため、四半期会計基準を検討するASBJの守備範囲を超えるものであると考えるがどうか。 | — | 第4四半期は、第3四半期までとは異なり、年度決算手続きが加わるため、売上高以外に、3か月間の情報に有用性があるのか。 |

2-1 注記情報 [基本的なスタンス]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-------------------------------------|---|---------------|--|
| 注記情報は、現行の中間財務諸表と同程度に詳細な開示を求める必要があるか | <p>注記の基本的なスタンスとしては、四半期財務諸表は現行の中間財務諸表よりも適時な開示を求めているので、海外の基準を参考にして、簡略化を図ることとする。</p> <p>具体的には、「財務諸表利用者は当該企業の直前の年次財務諸表や四半期財務諸表を入手できるという前提に立ち、直前の年次財務諸表等の注記項目で変動していないものや重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、企業の財政状態や経営成績を理解する上で重要な事項に限定して開示を行う。」とする。</p> | 会計基準 | <p>委員会での審議(9月2日)では、中間財務諸表の注記情報をベースにすると開示の迅速性の観点から問題であるという意見があった一方、現行の証券取引所での四半期開示の注記情報では満足できず中間財務諸表ベースに近づけてもらいたいという意見があった。</p> |

2-2 注記情報〔会計方針等〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|---|---------------|---|
| 前事業年度末の会計方針を当期に変更する場合は、原則として、第1四半期から変更しなければならないとするか | <p>直前事業年度に適用した会計方針を当事業年度に変更する場合を除いて、各四半期会計期間の会計方針は前事業年度と同一の会計方針を適用する。</p> <p>直前事業年度に適用した会計方針を当事業年度に変更する場合は、原則として、第1四半期から変更するものとする。</p> <p>第1四半期に会計方針を変更した場合、その旨、変更の理由、前事業年度と同一の会計方針を適用した場合に四半期財務諸表に与える影響額を注記する。(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年度と四半期の会計方針の首尾一貫性の観点から、会計方針を変更するときは第1四半期から変更すべきである。 ● 企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）により年次の経営成績の測定が左右されることはない。 | 会計基準 | 中間連結財務諸表作成基準と同様、「前事業年度において連結財務諸表を作成するために採用した会計処理の原則及び手続は、四半期会計期間においてこれを継続して適用し、みだりに変更してはならない」旨も四半期会計基準に記載するか。 |
| 第1四半期に変更せず、第2四半期以降に正当な理由により会計方針を変更する場合の取扱いはどうのようにすべきか | (案1) 以前の四半期、比較期間の財務情報の修正再表示は行わず、影響額は会計方針を変更した四半期会計期間に負担させ、第1四半期に変更しなかった理由及び変更した四半期会計期間前の四半期会計期間に、変更後の会計方針を適用した場合に各四半期財務 | 会計基準 | <p>利用者と作成者で意見が分かれている。</p> <p>*商法との関係（年度財務諸表上での対応）を踏まえ、過年度までは遡及しないことを前提とする。</p> |

2-2 注記情報 [会計方針等]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|--|---------------|--|
| | <p>諸表に与える影響額を注記する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本にはリストートの実務慣行がないため、現行の首尾一貫の注記と同様の注記を行う。 <p>(案2)</p> <p>第1四半期に遡及して修正再表示を行う。影響額は期首時点で算定し、第1四半期の特別損益に計上する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 期首剰余金への影響がない範囲内であれば、同一事業年度内の四半期財務諸表はリストートが可能であるとも考えられる。 比較情報としての有用性がある。 国際会計基準、米国基準ではリストートが行われている。 <p>*米国では、SFAS154号により、2005年12月15日後開始会計年度における会計上の変更および誤謬修正について会計原則を自動的に変更する企業は、各年度の比較を容易にするために、公表する財務諸表のすべての年度に変更内容を反映させなければならないとされた（遡及修正）。</p> | | <p>利用者は、リストートについては比較可能な情報の確保という点で賛成であるという意見である。一方、作成者は、①セグメント情報にも影響して煩雑である、②影響額の注記や累計の情報があれば十分ではないか、③リストートのレビューを受け45日以内に提出は難しいということを論拠として反対という意見が多い。</p> <p>なお、遡及修正する場合には、ASBJの検討範囲外ではあるが、①監査人において一度レビューした財務諸表が修正されているため、再度レビューをする必要が生じるが対応可能か、②レビュー報告書の書式をどのようにするかなども派生論点として考えられる。</p> <p>＜検討のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> リストート情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるか。 会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。 四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。 |

2-2 注記情報〔会計方針等〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|------------------------------------|--|---------------|---|
| (派生論点) 累積影響額を算定できない場合は、どのようにするか | 遡及修正をする場合、第2四半期以降に変更した場合、過去の四半期について影響額を算定することができない場合があるのか、その場合にはどのような開示を行うのかなど、その取扱いの必要性を含め、検討する必要がある。 | 適用指針又はその他 | (米国の取扱い) 棚卸資産の評価方法を他の方法から後入先出法に変更した場合のように、変更による累積影響額や変更を遡及して行ったと仮定した場合の計算もできない場合、その旨、影響額を算定できない理由、変更の内容、変更を行ったことの正当性の立証、継続事業による利益、純利益および関連する1株当たり利益への影響を開示する。 第1四半期後に行った場合は、上記に加え、変更前の各四半期について、継続事業による利益、純利益および関連する1株当たり利益への影響と遡及修正後の継続事業による利益、純利益および関連する1株当たり利益を開示し、新しく採用した会計原則を変更前の四半期に適用して、変更前の財務情報を遡及修正し、開示を行う。 |
| 重要な誤謬の修正の処理はどのようにするか | 当該四半期に発見された同一事業年度の既に開示した四半期又は過年度に起因した重要な誤謬については以下の2案が考えられる。 (案1) 遡及修正せず、重要な誤謬があることを発見した四 | 会計基準 | 専門委員会での議論では、会計方針の変更と誤謬の訂正がセットで議論されていた。 案1では、同一事業年度の過去の四半期に起因するものは、累積情報では特別損益項目には計 |

2-2 注記情報〔会計方針等〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|--|---------------|--|
| | <p>半期の特別損益とする。同一事業年度の既に開示した四半期に起因するものについては、当該関係科目も明示する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本にはリストートの実務がないため、遡及修正はしない。 ・ 発見年度の過年度損益修正として処理するのが年度決算の現行実務であるため、四半期においても過年度及び同一事業年度の過去の四半期に起因するものは同様の扱いとする。 <p>(案2)</p> <p>遡及修正する。過年度に起因するものについては、第1四半期に遡及して修正再表示を行う。影響額は第1四半期の特別損益に計上する。また、当該事業年度の既に開示した四半期に起因するものは、起因する四半期会計期間の当該科目に影響額を負担させる。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較情報としての有用性がある。 ・ 過年度に係る誤謬と同一事業年度の誤謬は区別して、現行実務から、同一事業年度内の四半期財務諸表はリストート可能であるとも考えられる。 | | <p>上されず、3か月間の期間情報のみで損益修正として表示されるという問題が生じる。</p> <p>案2については、会計方針の変更にリストートを導入する案と同様の検討点あり。</p> <p>＜検討のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リストート情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるか。 ➢ 会計基準の国際的なコンバージェンスの動きをどの程度意識するのか。 ➢ 四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。 |

2-2 注記情報 [会計方針等]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|---|---------------|---|
| 年度を通じて同一の見積りを適用すべきもの（耐用年数等）について、第2四半期以降に見積りの変更を行うことはできるか。 | <p>年度を通じて同一の見積りを適用すべきものは、期首における見積りを年度を通じて適用する。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却資産の耐用年数など、現行実務では、年度を通じて同一の見積りを適用するものとされているものは、年度の途中で見積りを変更することないと考えられる。 | — | |
| 上記以外の見積りの変更は、どのように扱うか (貸倒実績率の見積りの変更等) | <p>見積りの変更があった場合、その影響は影響の及ぶ四半期会計期間の損益にし、過去の四半期会計期間に遡及しない。見積りの変更が重要である場合、見積りを変更した旨、変更前の見積りを変更した四半期会計期間に適用した場合の影響額を注記する。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積りの変更は将来の損益に影響し、変更があつた時点までは正しかったものと考えられるため、遡及修正しない。 海外の基準では、見積りの変更による影響額は変更後の将来期間に反映させるものとされている。 | 会計基準 | (支持する意見のなかつた案) 期首からの変更したとみなして算定した影響額を変更した四半期会計期間の損益（過年度への影響額は特別損益、当事業年度の既開示四半期期間に係る影響額は当該科目）に計上する。 |

2-3 注記情報 [セグメント情報]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|--|---------------|---|
| セグメント別売上高及び営業利益段階の情報開示の範囲について、現行の中間連結財務諸表ベースでよいか | <p>現行の中間連結財務諸表ベースでの開示を行う。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地別セグメント情報、海外売上高も含めて、アナリストからのセグメント情報開示の要望が強い。アナリスト協会のアンケート結果によると9割が現状のベースでの利益までの開示を望んでいる。 ・ 作成者サイドが業績の詳細説明をするうえでも、財務諸表利用者サイドが業績を適切に予測するための材料としても営業利益段階までの開示は必要である。 ・ 事業の種類別セグメント情報に加えて、所在地別セグメント情報及び海外売上高について現状の中間連結財務諸表ベースでの開示をすることが、実務的に困難という見解は資産関連情報の開示に比して少ない。 ・ 金融審ディスクロ報告によると、四半期セグメント情報の財務情報についても投資判断を行うために必要な詳しさのものを求めている。 ・ 他の案を採用した場合、第2Qの四半期情報は、現行よりも開示情報が少なくなる。 <p>* 累計情報のみか、当該四半期（3カ月）の情報まで求めるのかは、（連結）損益計算書の開示対象期間との関係で、引き続き、検討する。</p> | 会計基準 | 事業の種類別セグメント情報と海外売上高（仕向地向）を開示する案や、事業の種類別セグメント情報のみを開示する案を支持する意見はなかった。 |

2-3 注記情報 [セグメント情報]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---------------|---|---------------|---|
| 資産関連情報の開示について | <p>直近事業年度末のセグメント別資産金額に重要な変動があったセグメントについては、その事実（資産総額）の開示 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> セグメント別資産に大きな変動があった場合は、投資情報として有用である。 セグメント別資産の大きな返答は経営管理上も当然に把握していると考えられるので、実務的にも許容できる負担と思われる。 米国基準 (SFAS131、para. 33) やカナダでは同様の開示が求められており、国際会計基準もセグメント情報について米国基準に合わせる方向で検討している。 | 会計基準 | <p>資産関連情報の開示は求めないという案や、資産関連情報を年度と同様に開示する案を支持する意見はなかった。</p> <p>なお、たとえば、12月末で事業分離した場合、資産の把握をすぐに行うことが難しい場合があるので、そのような場合の対応には留意する必要があるという意見もあった。</p> <p>委員会の審議（10月14日）では、「資産関連情報は、非常に手間がかかり実務的には大変であるにも関わらず、外部の方の関心はあまりない。これが障害となって四半期財務諸表の公表ができなくなると困るので、コスト・ベネフィットの観点から本当に必要なかどうか検討すべきである。」という意見があった。</p> |

2-3 注記情報 [セグメント情報]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|---|---------------|-----|
| (派生論点) セグメント間の内部売上高又は振替高を区分表示せず、一括表示する表示方法を検討する必要があるか | 売上高の表示方法について、現在の中間連結財務諸表のセグメント情報と同様、外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高又は振替高に区分表示する。 | 会計基準又は適用指針 | |

2-4 注記情報〔季節的変動〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---------------------------------------|--|---------------|--|
| 売上高に季節的変動がある場合、四半期財務諸表での注記事項はどのように扱うか | <p>定性的情報の説明を記載する(注記事項の記載を含むとともに、損益の前年同期比を記載するものとする。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間連結財務諸表基準及び中間財務諸表作成基準において、季節的変動を注記することが規定されていることから、四半期財務諸表においても、損益を前年同期比で表示するとともに、季節的変動の旨の注記が必要である。 ・ 「定性的情報」及び「対前年同期比較」をあわせて開示することで、投資家の判断を誤らせないことになる。 ・ 実証研究によると、売上高に季節性のある企業について、投資家は売上高の季節性を織り込んだ意思決定をしていない。当期の四半期利益が前期の同一四半期利益と比較するという分析がアメリカでも浸透していないことを示す。したがって、日本の基準においては、売上高と利益に季節性があることを注記する必要がある。 | 会計基準 | 売上高に季節的変動がある場合、損益の対前年同期比を記載すれば、投資家の損益予測に資するために十分な情報となるため、定性的情報は必要ではないとする案を支持する意見はなかった。 |

2-5 注記情報 [その他]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|----------|---|---------------|--|
| その他の注記情報 | <p>上記の基本方針に基づき、一部（四半期特有の会計処理、会計方針の変更、重要な後発事象、継続企業の前提など）を除き、金額が大きく変動しているものを開示する。</p> <p>連結の範囲等に関する記載（連結の範囲、持分法の範囲、連結子会社の中間決算日、重要な会計処理基準等） ⇒ 四半期特有の会計処理については、記載を求める</p> <p>四半期中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載（連結の範囲・持分法の範囲の変更、会計処理及び表示方法の変更等） ⇒ 四半期（連結）財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合は、記載を求める</p> <p>重要な後発事象の注記 ⇒ 四半期決算末日後から四半期報告書提出日までの間に生じた重要な後発事象（開示後発事象）は記載を求める</p> | 会計基準／適用指針 | <p>有価証券に係る注記及び1株当たり利益の注記以外では、特に意見は分かれていない。 なお、1株当たり利益の注記の方法については、損益計算書の開示方法や情報ニーズに依存している。</p> <p>中間連結財務諸表規則第10条</p> <p>中間連結財務諸表規則第11条</p> <p>中間連結財務諸表規則第12条</p> |

2-5 注記情報 [その他]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|---|---------------|--|
| | <p>追加情報の注記 ⇒ 投資家が四半期（連結）財務諸表に基づいて企業集団の財政状態及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、開示しなければならない</p> <p>リース取引に関する注記 ⇒ 四半期財務諸表を分析するに際して、企業によっては、資産計上していない所有権移転外ファイナンスリースに係る資産の金額、増加・減少は重要な情報であり、資産計上の場合との整合性を図ることも勘案して、原則として記載を求める</p> <p>有価証券に関する注記（満期保有目的の債券で時価のあるもの、その他有価証券で時価のあるもの、時価評価されていない有価証券の保有目的、B/S計上金額） （案1） 企業によっては重要な投資判断情報であるので、原則として、開示を求める。</p> | | <p>中間連結財務諸表規則第13条</p> <p>中間連結財務諸表規則第15条 * レッシー側については、重要性の判断を別途設ける必要があるという意見もある。</p> <p>中間連結財務諸表規則第16条 「開示の迅速性を考慮して、開示は求めない。」 とする意見は非常に少数であった。</p> <p><検討のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるか。 ➤ 四半期段階でのタイムリーな作成には困難を要するのか。 |

2-5 注記情報 [その他]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|--|---------------|--|
| | <p>(案2)</p> <p>直前期末（又は直前四半期末）と比較して、大きな変動がある場合には、開示を求める。</p> <p>継続企業の前提に関する注記</p> <p>⇒ 当該情報は投資判断情報として非常に重要なものであるため、直前前事業年度末（又は直前四半期末）と変化がない場合を含め、年現行の中間財務諸表と同様の記載を求める</p> <p>減損損失に関する注記</p> <p>⇒ 当該四半期に減損損失を計上した場合に記載する</p> <p>1株当たり四半期純損益金額等の注記</p> <p>⇒ 重要な投資判断情報であるので、開示を求める。</p> <p>* 累計のみか、当該四半期（3カ月）の情報まで求めるのかは、（連結）損益計算書の開示対象期間との関係で、引き続き、検討することとする。</p> | | <p>中間連結財務諸表規則第 18 条</p> <p>中間連結財務諸表規則第 62 条の 2</p> <p>中間連結財務諸表規則第 65 条</p> <p>＜検討のポイント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者サイドでは、具体的にどのように利用するのか。 ➢ 情報の欠落は投資判断に重大な問題を生じさせるのか。 ➢ 会計基準の国際的なコンバージェンスの動き |

2-5 注記情報 [その他]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|---|---------------|--|
| | <p>売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記 ⇒ 該当する企業の場合には、投資家が財務諸表を適切に理解するために必要な情報であるので、記載を求める</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項（現金及び現金同等物の中間期末残高と中間 B/S の科目の金額との関係） ⇒ 財務諸表相互間の関係を理解するため、記載を求める</p> <p>P/L の科目を集約表示している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売費及び一般管理費の主な内訳 ・営業外損益の主の内訳 ・特別損益の主な内訳 | | <p>をどの程度意識するのか。 ➤ タイムリーな作成には困難を要するのか。</p> <p>中間連結財務諸表規則第 68 条</p> <p>中間連結財務諸表規則第 80 条</p> <p>中間連結財務諸表規則第 55 条</p> <p>中間財務諸表規則第 46 条、47 条</p> <p>中間財務諸表規則第 49 条、50 条</p> |
| | | | |
| | | | |

2-5 注記情報 [その他]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|--|---------------|---|
| | <p>⇒ 投資家が財務諸表を適切に理解するために必要な情報であるので、記載を求める。</p> <p>持分法損益等</p> <p>⇒ (連結財務諸表を作成していない会社) 重要な関連会社の状況については、投資家が財務諸表を適切に理解するために必要な情報であるので、記載を求める</p> <p>以下の項目は、直前期末（又は直前四半期末）と比較して、大きな変動がある場合には、開示を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デリバティブ取引に関する注記 ・担保資産の注記 ・偶発債務の注記 | | <p>中間財務諸表規則第5条の7</p> <p>現行の中間連結財務諸表と比較して軽減される。</p> <p>中間連結財務諸表規則第17条 デリバティブ取引は、企業によっては重要な投資判断情報であるので、原則として、開示を求める。」案や「開示の迅速性を考慮して、開示は求めない。」案を支持する意見はなかった。</p> <p>中間連結財務諸表規則第19条</p> <p>中間連結財務諸表規則第40条</p> |

2-5 注記情報 [その他]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|--|---------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・手形割引高及び裏書譲渡高の注記 ・1株当たり純資産額の注記 ・特別法上の準備金等の注記 | | <p>中間連結財務諸表規則第41条</p> <p>中間連結財務諸表規則第46条</p> <p>中間連結財務諸表規則第47条</p> |
| 金額が変動している場合の重要性の判断は、直前事業年度末と直前四半期末のどちらを規準として行うべきか | 徐々に増加又は減少していく場合と、大きく四半期ごとに変動する場合を想定すると、適切に期間比較可能性を確保から、直前事業年度末と直前四半期末の2つを判断規準とする。 | 適用指針 | 直前事業年度末を判断規準とすることでよいのではないかという意見もある。 |

3-1 四半期特有の会計処理 [基本的スタンス (収益・費用の認識・測定)]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|--|---------------|-----|
| 売上高に季節的変動のある業種であるか否かに係わらず、年度財務諸表と四半期財務諸表とでは同一の収益認識規準に基づかなければならないことが原則であるとしても、四半期財務諸表において、実務に配慮した取り扱いを認めるか。 | <p>年度財務諸表と四半期財務諸表とで同一の収益認識規準に基づかなければならないことを原則とする。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度財務諸表と四半期財務諸表の会計方針の首尾一貫性の観点から、異なる規準は認められない。例えば、年度財務諸表では完成基準を採用している企業(建設業、ソフトウェア開発業等)が、売上高に大幅な季節的変動があることを理由に、事業年度末までに完成することを前提として、四半期財務諸表だけ工事進行基準を採用するようなことは認められない。また、年度財務諸表では検収基準を採用している企業が、四半期財務諸表開示の迅速性を優先させて、出荷基準を採用するようなことも認められない。 収益認識規準について、実務に配慮した取り扱いを認めるか否かは、重要性の問題である。会計基準において、このような内容を記載すること自体、望ましいことではなく、記載した場合、収益認識規準の原則が毀損するおそれがある。 海外の基準において、季節的変動のある収益を中間財務諸表において例外的に取り扱う規定はない。 | 会計基準 | |

3-1 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス（収益・費用の認識・測定）〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|---|---|---------------|--|
| (派生論点) 年度財務諸表と四半期財務諸表とでは同一の収益認識規準に基づかなければならぬことが原則であるとした場合、海外の基準のように、会計基準上、その旨を記載するか。 | <p>四半期財務諸表が実績主義に基づいて作成される場合、原則として年度財務諸表の作成に当たって適用される会計処理及び手続に準拠して作成しなければならない旨を記載すれば十分である。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度財務諸表の作成に当たって適用される会計処理及び手続に準拠して作成しなければならない旨を記載しておけば、企業は当然に年度財務諸表と同じ収益認識規準に基づくものと考えられる。 現行の中間連結財務諸表基準では、収益認識規準に特に言及しておらず、原則として年度財務諸表の作成に当たって適用される会計処理及び手続に準拠して作成しなければならない旨が記載されているだけである。 | 会計基準 | <p>(支持する意見のなかった案)</p> <p>四半期財務諸表において、年度財務諸表と同一の規準で収益を認識しなければならない旨を会計基準に記載する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収益認識は重要な問題であり、収益の先取り計上を禁止するため、常識的な規定ではあるが、収益認識規準は、年度と同一でなければならないことを明文化する。 旧中間財務諸表作成基準では、言及していた。「商品・製品等の販売又は役務の提供に基づく営業収益は、正規の決算に適用される計上基準に準拠して計上する。」 |
| 実績主義に基づいた場合でも、営業費用に関して、繰延処理及び繰上計上は認められるか。 | <p>(案1)</p> <p>営業費用に関して、年度財務諸表の作成に際しては適用されないような繰延処理及び繰上計上は原則として認められない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期財務諸表は、実績主義に基づいて作成される場合、予測主義に基づくような営業費用の繰延処理及び繰上計上は妥当ではなく、原則として認められない。 | 会計基準 | (案2) を支持する意見が多いが、原価差異の繰延処理や後入先出法を採用している場合の売上原価の修正は、実績主義の枠内であるのかどうか考え方を整理する必要があるとの意見もあった。 |

3-1 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス（収益・費用の認識・測定）〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|---|---------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 営業費用に季節的変動がある旨を説明すれば十分である。 • 原価差異の繰延処理と後入先出法適用している場合の売上原価の修正は、現行の中間財務諸表作成基準の改訂時に、恣意的な判断の介入する余地が大きいとして、認めないとした会計処理である。 <p>(案2)</p> <p>実績主義をベースとするので、原則として営業費用の繰延処理及び繰上計上は認められないが、例外的に原価差異の繰延処理と後入先出法を採用している場合の売上原価の修正は認める。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • カナダ基準は実績主義に基づくとされるが、後入先出法の特例処理や原価差異の繰延処理が行われている。 • 実績主義と予測主義とは弾力的な概念であり、「実績主義であっても、ある種の費用項目については繰延べ、繰上が必要ではないか」との意見がある。 • 原価差異の繰延処理は実績主義の例外であるが、当該処理を認めないと四半期は中間期に比べて売上原価のボラティリティが大きくなってしまうため、予定又は標準原価が年間(半期)ベースで設定さ | | <ul style="list-style-type: none"> • 正常操業度に基づいて標準原価計算を行う場合、予算編成時に年度末までに解消されない原価差異を把握していることがある。当該原価差異については、年度末までに解消されな |

3-1 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス（収益・費用の認識・測定）〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|--|--|---------------|--|
| | れているために発生する原価差異で、年度(中間年度)末までにほぼ解消が見込まれる場合、経済的実態をより適切に反映させるという観点から、繰延処理は行われなければならないと考える。すなわち、当該原価差異を繰延処理した方が、投資家に対して将来の業績予測に資する情報を提供することができるものと考える。 | | いものの、各四半期で負担させず、繰延処理を認めてはどうかという意見があった。 |
| (派生論点) 具体的に、繰延処理できる原価差異の対象とはどのようなものか。 | <p>【年度末までにほぼ解消すると見込むことのできる原価差異の検討】</p> <p>(1) 操業度に季節的変動がある場合 予定又は標準原価を設定している場合の製造間接費に関して生じる操業度差異(固定費予算と標準固定費との差異)については、年度末までにほぼ解消されると見込めるのではないか。ただし、この場合であっても、年度末に固定費予算と実際固定費とが一致することはありえないため、厳密には各四半期で発生した操業度差異の全額を繰延べることはできないといえる。このため、例えば、過年度における固定費予算に対する実績発生割合を勘案して、当該四半期に発生した操業度差異のうち、繰延処理する金額を決定することができるとしてはどうか。</p> <p>(2) 操業度に季節的変動はないが、実際原価の発生</p> | 適用指針 | |

3-1 四半期特有の会計処理〔基本的スタンス（収益・費用の認識・測定）〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----------------------------|---|---------------|--|
| | <p>額に季節的変動がある場合 予定又は標準原価を設定している場合で、第1四半期に予算内の原価のほとんどが発生する場合についても、同様に年度末までにほぼ解消されると見込めるのではないか。予算差異（予算許容額と実際発生額との差異）についても、年間の予算内である限り、繰延処理の対象とすることができますのではなか。</p> | | |
| <p>原価差異の繰延処理の選択適用を認めるか。</p> | <p>(案1) 年度末までにほぼ解消が見込まれるような原価差異については、繰延処理を原則とする。 (理由) <ul style="list-style-type: none"> • 原価差異の繰延処理は、経済実態を適切に表すために行われるものであるから、選択適用は当該趣旨に反することになる。 • 例えば、過去の事業年度における予算に対する実績発生割合を勘案して、当該四半期に発生した原価差異のうち、繰延処理する金額を決定することができる。 <p>(案2) 年度末までにほぼ解消が見込まれるような営業費用の原価差異については、繰延処理の選択適用を</p> </p> | 会計基準 | (案1) を支持する意見が多いが、作成者の中には(案2)の形で会社の判断に任せることもある。 |

3-1 四半期特有の会計処理 [基本的スタンス(収益・費用の認識・測定)]

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----|---|---------------|-----|
| | <p>認める。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 標準原価が年間ベースで設定されているために発生する原価差異で年度末までにほぼ解消されるものであっても、発生した原価差異は実態を示しているため、発生時に計上するという考え方と、発生する原価の変動を解消するように標準原価計算を採用しているため、当該原価差異は繰延べる必要があるという考え方がある。企業によって考え方方が異なることが想定されるため、選択適用を認める。 • 年度末までに解消するか否かは、四半期財務諸表作成時点では把握することは不可能である。予算と実際原価とが合致することはありえないでの、年度末までにほぼ解消される部分といつても、原価差異のうちどれだけを繰延べるかを判断することはできない。 | | |

3-2 四半期特有の処理〔売上債権〕

| 論 点 | 検討の方向性 | 会計基準／適用指針／その他 | 備 考 |
|-----------------------------|--|---------------|-----|
| 貸倒見積高の算定方法 一般債権に対する貸倒見積高 | <p>一般債権の貸倒実績に著しい変動がない場合には、適時性・迅速性の観点から、前期の決算において適用した貸倒実績率を用いることができる。</p> <p>当期に重要な貸倒れが発生し、当期末における貸倒実績率が前期の決算において適用した貸倒実績率と大幅に乖離すると予想される場合には、その四半期末において、貸倒実績率の見直しを行うこととし、原則法と同様に貸倒実績率を算定する。</p> <p>なお、その後の四半期においては、新たに重要な貸倒れが発生しない限り、見直し後の貸倒実績率を使用することができる。</p> | 適用指針又はその他 | |
| 貸倒懸念債権に対する貸倒見積高 | <p>各四半期末において、貸倒懸念債権に対する貸倒見積高は、以下のように算定する。</p> <p>① 前期末において貸倒懸念債権に分類されている場合の貸倒見積高</p> <p>各四半期末において、前期末の貸倒見積高に重要な変動がないと認められる場合には、適時性・迅速性の観点から前期末の貸倒見積高をその後の各四半期末においても計上できる。</p> <p>前期末の貸倒見積高に重要な変動があると認められる場合には、実務上、支障がない限り、原則法による。</p> | 適用指針 | |